明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁四六～四八）　一
○著作権者等不明の著作物等の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（同四九）　六
○著作者の実名登録の件（同五〇）　七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
税理士証票無効・登録まつ消関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　会
会社その他
会社決算公告　会

告示

○文化庁告示第四十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年十月十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年十一月十六日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　静岡県駿東郡長泉町下土狩一〇五番地一七号　株式会社Z会（代表取締役　加藤文夫）

三　利用方法　別表に定める利用方法により、通信教育用教材又は塾用教材に複製し公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　七九、七〇二円